

父子家庭に対する支援策の拡充を求める意見書

父子家庭は年々増加しており、その多くが母子家庭同様に、経済的に不安定で、子育て等に多くの課題を抱えているが、母子家庭と比べ、行政による支援策が限られており、内容に大きな差が生じている。

児童扶養手当法改正により平成22年8月1日から、母子家庭の母を支給対象としていた児童扶養手当が、父子家庭の父にも支給されることになった。しかしながら、福祉貸付金や就労支援など母子家庭で受けられる支援制度の多くは、今も父子家庭では受けることができていない現状にある。特に、東日本大震災で被災した父子家庭は、この制度的不備により生活再建を困難にしている。

本来、国においては、父子家庭、母子家庭を問わず、経済的に支援を必要とする状況にある家庭を等しく支援することが求められている。

よって、羽村市議会は、国会及び政府に対し、支援の対象が母子家庭に限られている諸制度に関し、父子家庭も対象とし、父子家庭支援策を拡充するため、下記事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 遺族基礎年金の父子家庭への拡充策として、死別の父子家庭の父においても支給対象とするとともに、父と子が共に暮らしていても子に遺族基礎年金が支給されるよう改正すること。
- 2 母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進費等事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子世帯にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年6月26日

東京都羽村市議会議長 瀧 島 愛 夫

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
(男女共同参画) あて